落札者決定基準

1. 総合評価点の算定方法

総合評価点の算定は加算方式とし、入札書が無効でない者について、次式により算出する。 総合評価点 = 価格点 + 技術点

[小数点以下第2位四捨五入]

2. 評価点の配点

価格点と技術点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点100点イ 技術点100点

3. 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次式により算定する。 価格点= (1-入札価格/予定価格)×価格点の配点(100点)

[小数点以下第3位四捨五入]

4. 技術点の算定方法

技術点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付資料を含む。)により、次の評価項目について評価を行い算定する。

〔小数点以下第3位四捨五入〕

【有料道路維持管理業務】

	分類		評価項目	評価基準	配点
15	企業の施行能力等	企業の実 績等	業務の遂行に有効となる業の許可等	土木工事業に係る建設業の許可及 び警備業 ^{*1} の認定を受けている。	6 点
		15 点		土木工事業に係る建設業の許可の みを受けている。	3 点
				警備業 ^{*1} の認定のみを受けている。	3 点
				上記以外	0 点
			有料道路等**2の交通管理業務等**3を	7年以上	9 点
	占		元請として施行した実績	5年以上7年未満	5 点
			【過去 10 年間※5 の実績】	3年以上5年未満	3 点
				3 年未満	0 点
	西己	業務責任	有料道路等の交通管理業務等におけ	①の者を2名配置	10 点
	置	者(代表	る作業責任者※4としての実績	①の者を1名と②或いは③の者を	8 点
	配置予定の	者 2 名)	【過去 10 年間※5 の実績】	1 名配置	
	定の	の実績	①7 年以上	②の者を2名配置	6 点
	技	10 .1	②5年以上7年未満	②及び③の者を1名ずつ配置	4 点
	術者	10 点	③3年以上5年未満	①及び④の者を1名ずつ配置	2 点
	者		④3 年未満	③の者を2名配置	
	の能力等			上記以外	0 点
		業務経験	有料道路等の交通管理業務等の実績	24 名以上配置	5 点
		者等の配	がある者の人数	12 名~23 名配置	3 点
		置人数	【過去 10 年間*5で 5 年以上の実績を	6 名~11 名配置	2 点
			持つ者の人数(所長を含む)】	5名以下	0 点
20	点	10 点	「交通誘導警備業務に係る検定合格	8 名以上配置	5 点
			警備員(1級又は2級)」の人数	4 名~7 名配置	3 点
				3名以下	0 点

	緊急時に	路面清掃車	2 台以上	3 点
	おける作		1台	2 点
	業車両の		0台	0 点
	手配可能	ダンプトラック (4 t 以上)	2 台以上	3 点
	台数※6		1台	2 点
緊	15 点		0 台	0点
緊急時	10 ///	クレーン付きトラック	2 台以上	3 点
時			1台	2点
の 対			0台	0 点
一点		バックホウ(機体重量3t以上)	2 台以上	3 点
,,,,,		トラクハウ (機件重量のの人工)	1台	2点
			0台	0点
15 点		高所作業車(10m以上)	2 台以上	3 点
			1台	2点
			0台	
	市内業者	 市内企業 ^{※7} 率	自社ですべての業務を行う	0 点 5 点
		川内征耒****		
	の活用		契約金額に占める神戸市内業者契	3 点
			約額の割合が70%以上	⊢
	5 点		契約金額に占める神戸市内業者契	0 点
	11 4 2 2 2		約額の割合が 70%未満	
	社会貢献	①就職困難者への就業支援	・障害者法定雇用(2.5%以上)	1点
	の取組	【障害者雇用】	・障害者短時間雇用(週 20 時間	
	1.50 0 5		未満雇用)	
	右記⑥項		上記のいずれかに該当しているこ	
	目のうち		とを評価する。	
	最大 5 項	②就職困難者への就業支援	法務省神戸保護観察所に協力雇用	1点
	目を評価	【保護観察対象者等への就業支援】	主として登録されており、かつ、同	
	する(最		日以前の過去2年間に保護観察対	
	大 5 点)		象者又は更生緊急保護対象者を同	
			一人で3か月以上雇用した実績が	
	5 点		あることを評価する。	
		③男女共同参画の職場づくり	・こうべ女性活躍推進企業認定制	1点
地			度(ミモザ企業)	
域			・えるぼし認定・プラチナえるぼ	
域貢			し認定	
献			・くるみん認定・プラチナくるみ	
			ん・トライくるみん認定	
			・ユースエール認定	
			・ひょうご女性の活躍企業表彰	
10 点	1		・仕事と生活のバランス企業表彰	
10 //(• 一般事業主行動計画	
			上記のいずれかに該当しているこ	
		O 400 144 - 273 - 45	とを評価する。	
		④環境への配慮	・ISO14001の認証	1点
			・KEMS(神戸環境マネジメン	
			トシステム)の認証	
			上記のいずれかに該当しているこ	
		Quil Arthur London	とを評価する。	, L
		⑤地域防災力の向上	• 神戸市消防団協力事業所表示制	1 点
		【消防団への協力】	度の認定	
		⑥地域防災力の向上	・神戸市(水道・交通を含む、外郭	1点
		【災害協定の締結】	団体は含まない)と災害協定を	
			締結している団体等に加入して	
			いる者	

企	技術提案	以下の事項に関する計画・提案につい	40 点
業		て評価する。	
の		1. 有料道路の把握に関すること	
技術		2. 業務体制等に関すること	
加		3. 現場の情報共有、情報伝達に関す	
//		ること	
40 =		4.維持管理業務の効率化に関するこ	
40点		ک	

- ※1 警備業法第2条第1項第2号の認定
- ※2 有料道路等として

NEXCO 等の管理する高速自動車国道

阪神高速道路㈱等の管理する都市高速道路

兵庫県道路公社や神戸市道路公社、神戸市港湾局等が管理する一般有料道路や港島トンネル等

- ※3 交通管理業務等とは、道路パトロール及び道路上の異常事態の処理(交通事故、故障 車、路上障害物、車両火災、交通渋滞、道路損傷・汚損等)を行うものをいう。
- ※4 作業責任者とは、業務の現場代理人又は所長若しくは隊長として、作業員又は隊員等の指導・監督にあたるものをいう。
- ※5 過去10年間とは、平成26年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- ※6 緊急時における作業車両の手配とは、有料道路での災害発生時等に公社の指示に基づき、自社所有車両又はリース等により作業車両を手配し、受託者の社員(有資格者)の運転で現場において安全確保のための緊急措置を完了するまでを含むものとする。なお、リース車両については、車両待機箇所(リース箇所等)から各作業所までの運搬経路が 50 km程度までとし、運搬経路を示すこと。
- ※7 神戸市内に本店または支店・営業所を有する企業
- ※8 共同企業体の評価は、各配点を出資比率により按分したものの合計とする。

(参考) 技術提案の具体項目 (案)

1. 有料道路の把握に関すること

10点 神戸市道路公社の管理する有料道路(六甲有料道路、六甲北有料道路、六甲北有 料道路(Ⅱ期)及び西神戸有料道路)について、地形的条件、交通状況及び道路施 設等の状況と近年の集中豪雨、台風等の気象状況を踏まえて、想定されるリスクや 対策について、本業務を実施するうえで工夫すべき事項を記載すること。なお、想 定されるリスクについて路線名や交差点名を明示する等、可能な限り具体的に記載 すること。

2. 業務体制等に関すること

本業務を実施する上で必要な人員配置計画について記載すること。有料道路上の 10 点 通行止めを伴う交通事故など、緊急事態を想定し、体制や人員確保、会社としての 対応について具体的に記載すること。

評

案要求

内

3. 現場の情報共有、情報伝達に関すること

項 10 点 Iと提

パトロールにおける有料道路管理上の問題点等を発見した際、或いは車両事故等 発生時において、現場、道路公社事務所および作業所詰所間で現地の状況を共有し、 対処方法の指示や情報伝達を速やかにおこなうための対策について記載すること。

4. 維持管理業務の効率化に関すること

10点 維持管理業務の効率化につながる提案があれば記載すること。

40 点

- ・有料道路上での不測事案(交通事故、落下物、歩行者等進入)や作業日報等 の日々の報告は現在、キントーンアプリによる電子化が達成されている。 引き続き現在の体制を継続するが、さらなる改善案について提案すること。
- ・草刈りや施設清掃などの定期的な維持管理業務における頻度や方法等につい て提案すること。
- ・老朽化している施設について、危険箇所の早期発見や長寿命化等の観点から 有効な対策について提案すること。